

○休日在宅当番医

月日	医院名	電話番号
7月 19(日)	くぼかわ病院	☎22-1111
20(月)		
26(日)		
8月 2(日)		
9(日)		
11(火)		

○休日水道修理当番

月日	業者名	電話番号
7月 18(土)	横山水道設備	☎22-3608
19(日)	岩本商店	☎22-2716
20(月)	日化住宅機器	☎22-0407
25(土)	宮脇水道	☎22-1581
26(日)	高橋設備	☎22-0662
8月 1(土)	桑原水道	☎22-1163
2(日)	横山水道設備	☎22-3608
8(土)	岩本商店	☎22-2716
9(日)	日化住宅機器	☎22-0407
11(火)	宮脇水道	☎22-1581

❗ 休日水道修理当番は窪川地域のみです。
大正・十和地域の方は各地域振興局にお問い合わせください。
大正 地域振興課 ☎27-0111 十和 地域振興課 ☎28-5111

○無料相談 (秘密厳守です。)

人権相談

月日	時間	地域	場所	電話番号
8月 5(水)	10:00~15:00	窪川	農村環境改善センター 2階 第1会議室	町民課 ☎22-3117
		大正	大正地域振興局 2階 小会議室	大正町民生活課 ☎27-0112
		十和	十和地域振興局 2階 第2会議室	十和町民生活課 ☎28-5112


1日行政相談

【窪川】行政相談員 森 英真【大正・十和】行政相談員 山本 安弘

月日	時間	地域	場所	電話番号
7月 14(火)	10:00~15:00	窪川	農村環境改善センター 2階 第2会議室	総務課 ☎22-3111
8月 6(木)	10:00~12:00	大正	大正地域振興局 2階 小会議室	大正地域振興課 ☎27-0111
	13:00~15:00	十和	十和地域振興局 2階 第2会議室	十和地域振興課 ☎28-5111
8月 12(水)	10:00~15:00	窪川	農村環境改善センター 2階 第2会議室	総務課 ☎22-3111

令和8年度 入札結果
(令和8年5月実施分)について

入札結果は、町ホームページにて確認することができます。
また、右の二次元コードから読み込むことも可能です。




社会を明るくする運動月間
～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

お知らせ

- 社会を明るくする運動
“社会を明るくする運動”とは、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、明るい地域社会を築くための運動となります。
- テーマ 「保護司」をはじめとする更生保護ボランティアを広く知ってもらう
- 更生保護の取り組み
国、地方公共団体、民間が協力して、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちを支援する取り組みであり、「保護司」をはじめとする多くの更生保護ボランティアがそのような人たちの再出発を助けています。

- 四万十町での取り組み



7月 1日: 街頭宣伝活動 7月中: 広報啓発
7月12日: 子ども会親善ソフトボール大会
7月~9月上旬: 児童生徒対象の作文募集

お問い合わせ先 健康福祉課 ☎22-3115

四国電力送配電からのお知らせ

停電情報のプッシュ型配信サービスについて

四国電力送配電では、停電情報をタイムリーにお届けするため、「LINE」を活用した停電情報のプッシュ型配信サービスを提供しております。

お客さまが事前に指定されたエリア*で停電が発生した場合、「停電発生」と「停電復旧」のタイミングで当該情報を自動受信することができ、無料でご利用いただけます。

※エリアの範囲は、「四国全域」、「県」、「市町村」、「地域(字など)」までの指定が可能。

当社LINEアプリにアクセスしていただき、メニューにある「停電マップ」を選択すると、地図(Googlemap)上に停電エリアを表示することができます。



詳しくは、四国電力送配電のホームページをご覧ください→→→ [四国電力送配電HP](#)



停電情報提供ダイヤル(24時間受付)について

高知県 ☎ 0120-459-271

電話が繋がらない場合は、
時間をおいておかけ直してください

停電状況に関するお客さまからの電話のお問い合わせにお答えする、AIを活用した「停電情報自動音声応答サービス」ダイヤルです。

本サービスは、お客さまが発話された住所*をAIが音声認識し、その地域の停電状況や復旧見通しを自動音声でお答えするもので、これにより、ボタン操作に不慣れな方でも、簡単に停電状況を確認いただくことが可能です。

※住所は、『県名、市町村名、町字名』を話していただくよう、AIが音声で案内いたします。

【お問い合わせ先】四国電力送配電(株) 中村支社 ☎ 0120-410-388 ☎ 0880-63-2178

ケーブルテレビ基本使用料(月額1,050円)が半額になります

右記のいずれかに該当する方は、ケーブルテレビの毎月の基本使用料が減免されます。

◆申請場所

企画課、興津出張所、各地域振興局、
四万十ケーブルテレビ

【お問い合わせ先】

企画課 ☎22-3124 四万十ケーブルテレビ ☎22-1117



基本使用料減免条件

- ①生活保護世帯
- ②世帯全員が70歳以上の住民税非課税世帯
- ③重度障がい者がいる住民税非課税世帯

※押印は不要です。

※現在、減免になっている方は申請の必要はありません。